

令和6年度第1回北海道第二地区教科書採択教育委員会協議会議事録

1. 期 日 令和6年5月9日(木)
2. 場 所 渡島総合振興局 4階401号会議室
3. 開 会 午後1時30分
4. 閉 会 午後2時00分
5. 出席者
- | | | |
|-----------|---------|-------------|
| 鹿部町教育委員会 | 児 玉 貢 | 教育長 (会長) |
| 北斗市教育委員会 | 山 田 敬 治 | 教育次長 (代理出席) |
| 森町教育委員会 | 毛 利 繁 和 | 教育長 (副会長) |
| 木古内町教育委員会 | 藤 澤 義 博 | 教育長 (監事) |
| 松前町教育委員会 | 宮 島 武 司 | 教育長 |
| 福島町教育委員会 | 小野寺 則 之 | 教育長 |
| 知内町教育委員会 | 堂 下 則 昭 | 教育長 |
| 七飯町教育委員会 | 與 田 敏 樹 | 教育長 |
| 八雲町教育委員会 | 土 井 寿 彦 | 教育長 |
| 長万部町教育委員会 | 近 藤 英 隆 | 教育長 |
6. 事務局
- | | |
|-------------------|---------|
| 八雲町教育委員会学校教育課長 | 三 坂 亮 司 |
| 八雲町教育委員会学校教育課参事 | 池 田 忠 寛 |
| 八雲町教育委員会学校教育課課長補佐 | 松 浦 真理子 |
| 八雲町教育委員会学校教育課施設係長 | 阿 部 任 敏 |
| 八雲町教育委員会学校教育課総務係 | 中 島 翼 |

7. 署 名

委 員 近 藤 英 隆

委 員 堂 下 則 昭

<p>児玉会長</p>	<p>ただ今から、第1回北海道第二地区教科書採択教育委員会協議会を開催いたします。</p> <p>本日、北斗市の川原教育長が都合により欠席となっております。代理人として山田教育次長が出席されています。</p> <p>本日の協議会は、協議会規約第4条第3項の委員の3分の2以上の出席がありますので、会議が成立していることを報告申し上げます。</p>
<p>児玉会長</p>	<p>それでは、レジメの2番、制度等の説明(1)教科書採択の方法について、事務局より説明願います。</p>
<p>三坂事務局長</p>	<p>別冊1資料の1ページをお開きください。</p> <p>教科書採択の方法についてですが、1ページから5ページまでは文部科学省からの資料の説明となります。</p> <p>1) 採択の権限</p> <p>教科書の採択とは、学校で使用する教科書を決定することです。その権限は、公立学校で使用される教科書については、その学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会にあります。</p> <p>2) 採択の方法</p> <p>採択の方法は義務教育である小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の小・中学部の教科書については、無償措置法によって定められています。</p> <p>4ページの図3をご覧ください。</p> <p>ここからは、採択の流れについて、説明します。</p> <p>(1) 発行者は、検定を経た教科書で次年度に発行しようとするものの種目・使用学年・書名・著作者名等(書目)を文部科学大臣に届け出ます。</p> <p>これは図3の①に当たります。</p> <p>文部科学大臣は、この届出のあった書目を一覧表にまとめて教科書目録を作成します。</p> <p>この教科書目録は、都道府県教育委員会を通じ各学校や市町村教育委員会に送付されます。</p> <p>これは図3の②に当たります。</p>

三坂事務局長

教科書は、この目録に登載されなければ採択されません。

(2) 発行者は、採択の参考に供するため、次年度に発行する教科書の見本を都道府県教育委員会や市町村教育委員会、国立学校・公立大学法人が設置する学校・私立学校等に送付します。

これは、図3の③に当たります。

(3) 採択の権限は、既に述べたように教育委員会や校長にあります。適切な採択を確保するため、都道府県教育委員会は、採択の対象となる教科書について調査・研究し、採択権者に指導・助言・援助することになっています。

この指導・助言・援助を行うに当たり、都道府県教育委員会は専門的知識を有する学校の校長及び教員、教育委員会関係者、保護者、学識経験者等から構成される教科用図書選定審議会を毎年度設置し、あらかじめ意見を聞くこととなっています。

これは、図3の④に当たります。

この審議会は専門的かつ膨大な調査・研究を行うため、通常、教科ごとに数人の教員を調査員として委嘱しています。都道府県教育委員会は、この審議会の調査・研究結果をもとに選定資料を作成し、それを採択権者に送付することにより助言を行います。

これは図3の⑤に当たります。

また、都道府県教育委員会は、学校の校長及び教員、採択関係者の調査・研究のため毎年6月から7月の間の一定期間、教科書展示会を行っています。

これは図3の⑥に当たります。

この展示会は、各都道府県が学校の教員や住民の教科書研究のために設置している教科書の常設展示場や教科書センター等で行われています。

なお、教科書センターは昭和31年以来設置されているもので、令和5年7月現在全国に961か所あります。

5ページの表3に都道府県別採択地区数及び教科書センター数が一覧表となっております。

(4) 採択権者は、都道府県の選定資料を参考にするほか、独自の調査・研究した上で種目ごとに一種の教科書を採択します。

これは図3の⑦に当たります。

三坂事務局長

なお、義務教育諸学校用教科書については、原則として、4年間同一の教科書を採択することとされています。

3) 共同採択

市町村立の小・中学校で使用される教科書の採択の権限は市町村教育委員会にあります。採択に当たっては、都道府県教育委員会が「市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域」を採択地区として設定します。

採択地区が2以上の市町村の区域を併せた地域の共同採択地区であるときは、地区内の市町村教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに一種の教科書を採択することとされています。

当協議会は、これにあたり北海道第二地区と設定されています。

採択地区は、その域内で一種の教科書を使用することが適当と考えられる地域であり、都道府県教育委員会が設定しようとする地域の自然的、経済的、文化的諸条件等を考慮して決定することとなっています。

採択地区は、令和5年7月現在全国で581地区あり、1地区は平均して約3市町村で構成されています。

なお、共同採択地区内の市町村教育委員会は、協議により規約を定めて採択地区協議会を設け、その協議の結果に基づいて種目ごとに一種の教科書を採択しなければならないこととされています。

別冊1資料の3ページをお開きください。

4) 採択の時期

採択の時期は、義務教育諸学校用教科書については、使用年度の前年度の8月31日までに行わなければならないこととされています。

5) 開かれた採択

教科書採択に関しては、保護者をはじめ国民により開かれたものにしていくことが重要です。

具体的には、教科用図書選定審議会や選定委員会等の委員に保護者代表等を加えていくなど、保護者等の意見がよりよく反映されるような工夫をすることが求められています。

また、無償措置法及び無償措置法施行規則により、義務教育諸学

三坂事務局長	<p>校については、採択権者が採択を行ったときは、遅滞なく、1. 当該教科書の種類、2. 当該教科書を採択した理由、3. 教科書研究のために作成した資料、4. 採択地区協議会の会議録の公表の努力義務が規定されています。</p> <p>また、地教行法により、教育委員会の会議の議事録について、作成・公表の努力義務が規定されています。</p> <p>以上、説明を終わります。</p>
児玉会長	<p>事務局より説明がありましたが、ご質問ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
児玉会長	<p>2番の制度等の説明(2)協議会規約について、事務局より説明願います。</p>
三坂事務局長	<p>北海道第二地区教科書採択教育委員会協議会規約のご説明をします。</p> <p>別冊1資料の6ページをお開きください。</p> <p>第二教科用図書採択地区内の各市町教育委員会は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第13条第1項、第4項及び第5項に基づき、教科用図書の採択を行うため北海道第二地区教科書採択教育委員会協議会を設け、この規約を定めます。</p> <p>第1条(目的) 協議会は、採択地区内の市町立義務教育諸学校において使用する教科用図書を学習指導要領の目標や内容を踏まえ、地域の実態等に応じた1種を決定するための協議を行うことを目的とします。</p> <p>協議会を構成する各市町教育委員会は、協議会が種目ごとに1種決定した教科書を採択しなければなりません。</p> <p>第2条(構成) 協議会は、採択地区内の各市町教育委員会の教育長をもって構成します。</p> <p>第3条(役員) 協議会には、次の役員を置く。</p> <p>会長1名 副会長2名</p>

三坂事務局長

監事 1 名とされており

役員は、委員の互選によって定め、会長は、会務を処理します。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行します。

第 4 条（運営） 協議会の会議は、会長が招集します。

協議会は、教科用図書を種目ごとに 1 種決定するための協議を行う場合、委員の全員が出席し、原則として委員全員の一致によらなければ議決することはできないとされており、委員に事故あるときは、当該委員会の指定する代理人を出席させなければなりません。

前項以外の会議は、委員の 3 分の 2 以上の出席により成立するものとし、出席委員の過半数をもって議決することができます。

協議会は、協議経過、採択の理由等を記した議事録を作成します

。

第 5 条（選定委員会） 協議会は、教科用図書に関する専門的調査研究を行わせ、その結果を報告させるとともに必要に応じて意見を聞くため、選定委員会を必要とする年度の都度設けなければなりません。

選定委員会の委員は、各市町教育委員会が推薦した者を協議会が委嘱します。

選定委員会について必要なその他の事項は、別に定めます。

別冊 1 資料の 7 ページをお開きください。

第 6 条（経費） 協議会に関する経費は、この協議会を構成する市町教育委員会の負担金をもって充てます。

第 7 条（事務局） 協議会の事務局職員は、市町教育委員会から会長が委嘱し、事務局は、事務局職員が属する市町教育委員会に置きます。

第 8 条（協議会及び選定委員会の委員名並びに議事録、採択理由等の公開） 協議会及び選定委員会の委員名並びに協議会の議事録の公表をもとめられた場合は、採択の公正確保の観点から採択終了後に公表することになります。

採択の理由及び選定委員会から協議会に報告された資料の公表を求められた場合は、採択事務の円滑な遂行に支障をきたさない範囲内で公表します。

三坂事務局長	<p>公表の方法や場所等については、協議会の役員が協議して決定します。</p> <p>第9条（会長への委任） この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に図って定めます。</p> <p>以上、説明を終わります。</p>
児玉会長	<p>ただ今、事務局から協議会規約について、説明がありましたが、ご質問ございますか。</p> <p>（質疑なし）</p>
児玉会長	<p>2番の制度等の説明（3）選定委員会規則（案）について、事務局より説明願います。</p>
三坂事務局長	<p>始めに、別冊4の教科書採択関係通知集の44ページをお開きください。</p> <p>こちらは、令和2年5月20日に通知された、令和3年度から使用する中学校用教科用図書並びに令和3年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択についての通知となります。</p> <p>北海道教育委員会より令和7年度から使用する中学校用教科用図書等の採択基準は、本日現在で通知されていないため、令和2年度の通知を参考に説明させていただきます。</p> <p>別冊4の通知集45ページをお開きください。</p> <p>令和3年度から使用する中学校用教科用図書の採択基準となります。</p> <p>義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第1項、第4項及び第5項の規定に基づき、令和3年度から使用する中学校用図書を採択するに当たっては、学習指導要領の趣旨を踏まえ、採択権者ごとに、次の基準により行うものとなっています。</p> <p>1 市町村教育委員会が共同で採択する場合は45ページから47ページまで記載されています。</p> <p>46ページの（5）調査委員会の設置及び運営等に当たっては、次</p>

三坂事務局長

の事項に留意することが通知されています。

こちらが選定委員会にあたる部分になります。

ア 役割

調査委員会の主たる役割は、教科用図書に関する専門的な調査研究であること。

イ 委員の定数

委員の定数は、教科用図書の種目ごとの専門的な調査研究の必要性や保護者の参画促進などの観点から、40名から80名程度とし、それぞれの地域の実情に応じて定めること。

ウ 委員の構成

(ア) 調査委員会は、義務教育諸学校の校長、教頭、主幹教諭及び教諭、市町村教育委員会の指導主事その他学校教育に関し専門的知識を有する職員並びに採択地区内の学識経験者及び保護者をもって構成すること。

(イ) 調査委員会の委員には、広く地域の学識経験者等をできるだけ多く選任し、調査研究により広い視点から意見を反映させるよう配慮すること。

エ 運営

(ア) 調査委員会は、協議会の会長が招集すること。

(イ) 調査委員会は、教科用図書の種目ごとの委員からなる小委員会を構成し、当該小委員会が調査研究に当たること。

(ウ) 各小委員会には、学識経験者等を含めるものとする。

(エ) 中学校用教科用図書の国語と書写、社会（地理的分野）及び社会（歴史的分野）並びに社会（公民的分野）と地図、音楽（一般）と音楽（器楽合奏）及び技術・家庭科（技術分野）と技術・家庭科（家庭分野）については、関連性が高いことから、一つの小委員会として構成して差し支えないこと。

(オ) 学校教育法附則第9条の規定による一般図書を教科用図書として採択する必要がある場合は、単独の小委員会を置くこと。

オ 調査研究の方法

調査研究に当たっては、発行者から送付される全ての教科書見本について、学習指導要領の目標や内容、それぞれの地域の実態などを踏まえ、発行者が作成する「教科書編修趣意書」及び北海道教育

三坂事務局長

委員会が作成する採択参考資料を参考として行うこととなっております。

別冊1資料の8ページをお開きください。

令和7年度から使用する中学校用教科用図書の採択基準について大幅な変更がないものと見込んで作成しております。協議会規約の第5条に関連して令和6年度北海道第二地区教科書選定委員会規則(案)のご説明をします。

第1条(任務) 選定委員会は、採択地区内の市町立中学校における令和7年度から使用する教科用図書について、専門的な調査研究を行うとともに、その結果を協議会に報告します。

第2条(設置する期間) 選定委員会の設置期間は、後程、審議する事業計画(案)を勘案し、第2回協議会にて決定します。

第3条(委員) 委員の定数は、9ページの別表1の委員数を予定しています。

委員は、次の各号に掲げる者のうちから選定します。

採択地区内の市町立小・中学校の校長、教頭及び教諭
学識経験者及び保護者

教科用図書の採択に直接利害関係を有する者は、委員に選任しません。

第4条(小委員会) 選定委員会に教科用図書の種目ごとに小委員会を設けます。

小委員会の数及び構成は、別表1のとおりと考えています。

なお、第3条第2項第2号に定める委員については、2つ以上の小委員会に所属できるものとします。

第5条(運営) 選定委員会は、協議会の会長が招集します。

教科用図書の調査研究は、小委員会ごとに行います。

小委員会の委員長は、小委員会の運営をつかさどり、小委員会の調査研究の経過及び内容、具体的資料及び少数意見等を文章にして報告するものとします。

第6条(調査研究の方法) 小委員会における調査研究は、発行者から送付される全ての教科書見本について、学習指導要領の目標や内容、地域の実態を踏まえ、教科書発行者が作成する「教科書編集趣意書」及び北海道教育委員会が作成する採択参考資料を参考と

三坂事務局長	<p>して行う。</p> <p>以上、説明を終わります。</p>
児玉会長	<p>ただ今、事務局から選定委員会規則（案）について、説明がありました。質問は、ありますか。</p>
與田委員	<p>第1条、第3条第2項1に義務教育学校が含まれていません。4年前は、管内に義務教育学校がなかったが、現在は義務教育学校ができています。例えば、第1条の採択地区内の市町立中学校及び義務教育学校後期課程、第3条第2項1の採択地区内の市町立小・中学校及び義務教育学校と追加してください。</p>
三坂事務局長	<p>第2回協議会における議案とする際に追加します。</p> <p>ありがとうございます。</p>
児玉会長	<p>選定委員会規則については、北海道教育委員会から令和6年度の採択基準が通知されておりませんので、次回以降の協議会において審議することとします。</p>
児玉会長	<p>3議案（1）役員改選について、別冊2議案書の1ページをお開きください。</p> <p>副会長の北斗市永田前教育長が退任されました。</p> <p>協議会規約第3条（2）副会長は2名置くこととなっていますので、新たに1名副会長を置く必要があります。</p> <p>協議会規約第3条第2項により、役員は、委員の互選によって定めることとなっております。</p> <p>委員から推薦は、ありますか。</p> <p>（推薦なし）</p>
児玉会長	<p>なければ、通例として教育長会の役員を協議会役員として置いていましたので北斗市の川原教育長を副会長としては、いかがでしょうか。</p>

	<p>(異議なし)</p>
児玉会長	<p>それでは、副会長に北斗市の川原委員を選出します。</p>
児玉会長	<p>3番の議案(2)事業計画(案)について審議します。 事務局から説明願います。</p>
三坂事務局長	<p>教科書採択までの日程についてご説明いたします。 別冊2議案書の2ページをご覧ください。採択教育委員会協議会と選定委員会の日程を一覧にしております。</p> <p>本日、5月9日が第1回目の協議会となり、この後、選定委員の人選を各市町教育委員会で行っていただきまして、期日までに事務局に報告いただいた後、5月28日開催予定の第2回目の協議会において選定委員会規則の制定、選定委員の選任を行います。</p> <p>6月11日(火)開催予定の第1回目選定委員会において協議会会長より各選定委員の委嘱を行います。</p> <p>第1回目の選定委員会においては、小委員会の委員長を選出し、調査研究の分担や方法を確認し、調査研究に取り組んでいただくこととなります。</p> <p>調査研究の期間を3週間程度設けることとし、第2回目の選定委員会を7月2日(火)に開催し、各委員が調査研究の内容を協議し、報告書にまとめる準備をしていただきます。</p> <p>この後、第3回目の選定委員会を7月9日(火)に開催し、報告書を作成します。</p> <p>選定委員会における調査研究作業経過、及び報告書の内容については、7月23日(火)に開催する、第3回目の協議会において、協議会の委員の皆様方に対し、小委員長から報告していただき、中学校の各教科について1種の教科書を採択教科書として決定していただきます。</p> <p>協議会としての日程は以上ですが、その後、各市町教育委員会において教科書を採択していただくこととなります。</p> <p>法律上は、8月31日までに採択することとなっておりますが、文</p>

三坂事務局長	<p>部科学省に対して行う教科書需要数報告の報告期限の関係で、7月に採択する必要があります。</p> <p>教科書採択まではこのような日程で進めさせていただきたいと考えております。</p> <p>なお、北海道教育委員会の採択状況や選定委員会の調査研究作業の進捗状況により、日程が若干前後することも考えられますが、その際は、随時報告・協議させていただきます。</p> <p>以上です。</p>
児玉会長	<p>ただ今、事務局から協議会及び選定委員会の日程について説明がありました。御意見ありますか。</p> <p>(質疑なし)</p>
児玉会長	<p>事業計画については事務局の原案のとおりとします。</p>
児玉会長	<p>3議案(3)議事録の作成方法(案)について審議します。事務局から説明願います。</p>
三坂事務局長	<p>別冊2議案書の3ページをお開きください。</p> <p>議事録の作成方法(案)について、ご説明します。</p> <p>当協議会議事録の作成に当たっては、次のとおり取り扱うよう提案します。</p> <p>当協議会事務局が議事録の原案を作成する。</p> <p>議事録の原案を各委員に送付し、内容を確認したのち確定する。</p> <p>議事録署名人は2名とし、委員の互選により選出する。</p> <p>委員からの議事録署名人の推薦がない場合、当協議会会長が選出する。</p> <p>以上です。</p>
児玉会長	<p>ただ今、事務局から議事録の作成方法(案)について説明がありましたが、御意見ありますか。</p>

	(質疑なし)
児玉会長	議事録の作成方法については、事務局の原案のとおりとします。
児玉会長	3議案(4)情報公開(案)について審議します。 事務局から説明願います。
三坂事務局長	別冊2議案書の4ページをお開きください。 情報公開(案)について、ご説明します。 当協議会の情報公開について、次のとおり取り扱うよう提案します。 当協議会事務局を置く自治体の情報公開条例にならい、情報公開を行う。 情報公開の内容は、当該教科書の種類、当該教科書を採択した理由及び当協議会の会議の議事録とする。 選定委員については、非公開とする。 情報公開の時期は、教科用図書採択後とする。 情報公開の場所は、当協議会事務局を置く自治体のホームページとする。 以上です。
児玉会長	ただ今、事務局から情報公開(案)について説明がありましたが、御意見ありますか。
	(質疑なし)
児玉会長	情報公開については、事務局の原案のとおりとします。
児玉会長	4番の議事録署名人の選出について 先ほど、議事録の作成方法の3の議事録署名人は2名とし、委員の互選により選出することとなりましたので、委員の皆様から推薦をお願いします。

<p>児玉会長</p>	<p>(推薦なし)</p> <p>特に推薦がなければ、議事録の作成方法の4の 委員から議事録署名人の推薦がない場合、当協議会会長が選出することとなりましたので、私から長万部町の近藤委員と知内町の堂下委員を選出したいと思います。いかがでしょうか。</p>
<p>児玉会長</p>	<p>(質疑なし)</p>
<p>児玉会長</p>	<p>それでは、議事録署名人として、長万部町の近藤委員と知内町の堂下委員を選出しますので、よろしくお願ひします。</p>
<p>児玉会長</p>	<p>5 その他</p> <p>本日会議内容は、以上となりますが委員の皆様から何かございますか。</p>
<p>児玉会長</p>	<p>(質疑なし)</p>
<p>児玉会長</p>	<p>事務局から何かありますか。</p>
<p>児玉会長</p>	<p>(提案なし)</p>
<p>児玉会長</p>	<p>他になければ、本日の会議はこれで終了します。なお、第2回目の協議会は5月28日(火)に、渡島総合振興局で13時30分から開催しますので、御出席のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>本日は、ご苦勞様でした。</p>